

募集要項に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	1	1				募集要項の位置づけ	10月1日に燕・弥彦総合事務組合様が公表された「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問回答書の内容は、今回の募集要項などにおいても有効と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	1				募集要項の位置づけ	10月1日に燕・弥彦総合事務組合様が公表された「実施方針及び要求水準書（案）」に関する質問回答書と異なる点がある場合には、今後の質問回答が優先されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	1				募集要項の位置づけ	募集要項で用いる用語の⑨「承諾」を得るのに必要な手続きをご教示ください。	打合せ簿を提出し、本組合から同意される必要があります。
4	4					表2-1 対象施設の概要	JR横断推進工は除外となりましたが、除外範囲を图示願います。 また、JR横断推進工事が完了しない限り、管路起終点の接続および既設管の撤去工事は実施できないと考えますが、JR工事の発注予定目録をお示しください。 加えて、JR工事と本工事との接続は、いずれの所掌とお考えでしょうか。	除外範囲は要求水準書別紙4（11/29追加）を確認ください。 JR工事と本工事との接続は本事業で実施する方針ですが、詳細は未定であるため、事業開始後に受発注者間で協議の上決定します。
5	4	2	2.7	-	-	表2-1対象施設の概要	・（参考図）既設管撤去・モルタル充填工、に記載の既設管の撤去及びモルタル充填工延長数量と要求水準に記載の延長数量に差異がございます。 純粋に既設管撤去・既設管モルタル充填工のみ箇所があるという理解でよろしいでしょうか？	要求水準書に記載している管路延長は、新設管延長を記載しています。 既設管の撤去及びモルタル充填工の数量は、既設管延長に基づき算定しており、新設管延長と既設管延長が異なる（既設管モルタル充填工のみの箇所ある）ため、数量に差異がございます。
6	4	2	7			表2-1 対象施設の概要	JR軌道は別途工事として発注予定とありますが、本事業終了後と考えてよろしいでしょうか。その場合、接続箇所の仕様を教えてください。	JR工事と本工事との接続は本事業で実施する方針ですが、詳細は未定であるため、事業開始後に受発注者間で協議の上決定します。
7	4	2	7			表2-1 対象施設の概要	JR軌道は別途工事として発注予定とありますが、接続部の工程調整業務は発生しないと考えていますかよろしいでしょうか。	No.6の回答のとおりです。
8	4	2	7			対象施設	JR横断は別途工事として発注との事ですが、推進管内及び立坑内の本管も別途工事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	4	2	7			対象施設	JR横断部推進工事の接続工事は本事業に含まれないと理解していますが、よろしいでしょうか。	No.6の回答のとおりです。
10	5	2	8			表2-2	表2-2 事業者が行う業務範囲の概要に記載のある「測量調査」、「地質調査」、「埋設物調査」、「試掘調査」について、見積上限価格算定にあたり設定した仕様、数量などご教示いただけますでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
11	5	2	8			表2-2	表2-2 事業者が行う業務範囲の概要の設計に伴う各種申請等の補助業務に記載のある「申請等に係る発注者の補助」について、事業者が単独で関係機関との協議をすることはないと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	5	2	8			表2-2	交付金申請書等作成業務は、公的歩掛によって積算されているのでしょうか。積算方法を教えてください。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
13	5	2	8			表2-2	通水準備業務は、工区毎に技術管理費に掛かる日数当たりの金額を積み上げていると考えておりますがよろしいでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
14	5	2	8			表2-2	交通誘導員の積み上げ人工数を教えてください。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
15	5	2	8			表2-2	出来高積算業務は、設計業務の積算基準に基づき必要事項を指定することで、積み上げていると考えておりますがよろしいでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
16	5	2	8			表2-2	設計業務委託積算上の経費積算条件をご教示ください。 経費積算条件・・・①電子成果品作成費計上区分②委託先の選択	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
17	5	2	8			表2-2	設計業務委託積算上の中間打ち合わせ回数をご教示ください。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
18	5	2	8			表2-2	設計業務委託積算上の補正係数選択条件をご教示ください。 選択条件・・・①管径による補正（床付深さ一定（2.0m未満）等）②延長による補正③設計条件に寄る補正（1地域環境2道路幅員3埋設物4土質）④工事案件数による補正⑤仮設配管による補正⑥土工事を伴わない場合⑦複数管路を含む場合等	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
19	5	2	8			表2-2	工事の経費積算条件をご教示ください。 経費積算条件・・・①工種区分②施工地域補正③現場環境改善費（率分）計上区分④真夏日率⑤前払金支出割合区分⑥契約保証に係る補正⑦消費税⑧週休2日補正	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
20	5	2	8			表2-2	工事の積算条件について、一般的な開削工事と異なる条件を指定している箇所はあるのでしょうか。 例）〇〇工区は通学路のため、工事時間を9:00～16:00に修正している。等	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
21	5	2	8			表2-2	推進工で設定している薬注量をご教示ください。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
22	6	2	10			見積上限価格	見積上限価格は、工事費と委託費それぞれに設定されているのでしょうか？それとも工事費と委託費の合計金額でしょうか？	見積上限価格は、工事費と委託費それぞれに設定しています。
23	6	2	10			見積上限価格	見積上限価格における、工事費と委託費それぞれの内訳をご教示ください。	内訳は公表しない予定です。
24	6	2	10			見積上限価格	今回の設計で他企業管の移設が必要になった場合、その移設費用は、今回の事業費に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	6	2	10			見積上限価格	「金 1,901,000,000円」と掲載されていますが、工事費と委託費の合計が「金 1,901,000,000円」であっても、どちらかの価格が見積上限価格を上回ってしまったら失格となるのでしょうか。	失格になります。

26	8	2	12		ウ)	モニタリングの方法	「本組が定めた方法」とありますが、具体的な方法を教えてください。	方法については、事業開始後、受発注者間で協議の上決定します。
27	8	2	12		エ)	モニタリングの結果	「本組は事業者に改善を命じ、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。」とありますが、これは「その責が事業者にあったときには」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	8	2	12			本組による事業の実施状況のモニタリング	モニタリングの時期について「本組に定期的に報告」とありますが、定期的の頻度は想定されているのでしょうか。	設計段階や工事段階の各段階でそれぞれ定期的に必要に応じて実施する予定です。
29	11	3	3			3-3想定スキームの図	想定スキームの図の注釈※1記載に建設企業等とありますが、基本協定第3条には代表企業と記載されています。代表企業が正しいとの認識でよろしいのでしょうか。	基本協定書（案）第2条には、「発注者に対して提出した書類に則り」との前提がありますので、設計業務に係る共同企業体を結成する場合は、代表企業と設計企業の共同企業体でも、建設企業と設計企業の共同企業体でも問題ありません。
30	12	3	4	3)		応募資格審査書類の受付	提出（持参）する際、事前に提出日時を本事業担当部署様に連絡しておく必要がありますでしょうか。	不要です。
31	12	3	4	3)		応募資格審査書類の受付	提出後、資料の追加書類提出などを依頼されることがあるのでしょうか。	追加書類の提出は現時点では、想定していません。
32	12	3	4	4)		提案書類の受付	提出（持参）する際、事前に提出日時を本事業担当部署様に連絡しておく必要がありますでしょうか。	不要です。
33	13	3	5	1)		募集要項の承諾	応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす、とあります。追加資料とは募集要項等に関する質問への回答が該当すると思いますが、その他資料が示される場合は、最終的にいつまでに公表されるのでしょうか。	想定している追加資料は募集要項等に関する質問への回答及び募集要項等修正版以外は基本的にはありません。万が一、追加資料を公表する場合でも、事業者側が一方的に不利な状況にはならないように配慮いたします。
34	14	3	3.5	4)	-	著作権	・著作権について、本組に提出された資料は本組情報公開請求条例に基づき公開することができる、とあります。資料には各応募者の秘匿情報、個人情報などが記載されていますが情報公開にあたり該当応募者に対し開示・不開示・一部開示に関する確認は実施されるのでしょうか。	公開する範囲は受発注者間で協議の上決定します。
35	14	3	5	4		著作権	「本組に提出された資料は、本組情報公開条例に基づき、公開することができる」とありますが、公開にあたっては応募者に公開できる範囲とできない範囲を確認いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。	公開する範囲は受発注者間で協議の上決定します。
36	14	3	15	4		著作権	「本組が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できる」とありますが、「提案者には事前の了解を求めた上で」と理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	16	4	2	2)		代表企業に必要な資格要件	統括責任者は現場代理人を兼ねることは可能でしょうか。	4.2 5) もしくは6) を満たす者であれば可能です。
38	16	4	3	1)		管材企業に必要な資格要件	ダクタイル鋳鉄管を製造している企業の特約代理店についても、管材企業として認めていただけませんか。	管材企業は、4.3 1) ～4) までの要件を満たす者とします。なお、グループ企業の定義は①～④のとおりです。 ① 子会社又は関連会社に直管製造メーカーを有する場合 ② 直管製造メーカーの議決権を10%以上保有し、取引関係・業務提携などの事業活動の関係性を有する場合 ③ 直管製造メーカーと同じ持株会社のグループ企業群に属する場合 ④ 直管製造メーカーと出資、人事、資金、技術、取引等の関係があり、グループ企業として事業活動を行っていることが認められる場合
39	17	4	3	2)		管材企業に必要な資格要件	燕市の令和5・6年度有資格者登録名簿に登録されている企業についても、管材企業として認めていただけませんか。	参加表明書等の受付（締切）12/17までに、燕・弥彦総合事務組合の令和5・6年度有資格者登録名簿に登録されていない企業については、認められません。
40	17	4	3	2)		管材企業に必要な資格要件	弥彦市の令和5・6年度有資格者登録名簿に登録されている企業についても、管材企業として認めていただけませんか。	No.39の回答のとおりです。
41	17	4	3	3)		管材企業に必要な資格要件	現場代理人は監理技術者を兼ねることは可能でしょうか。	4.2 5) もしくは6) を満たす者であれば可能です。
42	17	4	3	4)		管材企業に必要な資格要件	「上記ウ)に掲げる者のほか」とあるが、ウ)が見当たりません。	誤記です。上記3) が正です。募集要項を修正します。
43	17	4	4			建設企業に必要な資格要件	現場代理人、監理技術者は、建設工事請負契約の締結日から配置開始と考えて正しかったですか。	配置開始日については、「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとします。
44	18	4	5	3)		設計企業に必要な資格要件	設計中における会議又は協議において、管理技術者及び照査技術者の同席は必要でしょうか。	照査技術者の同席は基本的に不要ですが、管理技術者は主要な協議には出席してください。
45	18	4	4	4)		建設企業に必要な資格要件	「4) 本事業の施工にあたって、上記ウ)に掲げる者のほか、～」と記載されていますが、上記ウ)に該当する部分はどちらでしょうか。	誤記です。上記3) が正です。募集要項を修正します。
46	18	4	4	7)		建設企業における資格要件	施工実績に関して、10月1日に回答頂いた実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見等への回答公表「実施方針に関する回答」39番の通り、管材企業が代表企業となる場合、管材企業が実績を有していれば、建設企業へは実績を求めないことを可とするとの回答をいただいております。例外規定を設けていただけますでしょうか。	募集要項を修正します。
47	19	4	8	1)		応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	「代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする」とありますが、代表企業以外の構成員は、資格要件を満たす他のグループに参加することは可能でしょうか。	参加表明書等の受付締切日の翌日からは不可です。
48	22	6	3	1)		提案価格	実施方針（案）の質問回答では、最低制限価格は設けないとの回答でしたが、最低制限価格を見積上限価格×0.85（1円未満切り捨て）で設定するとの認識でよろしかったですか。	ご理解のとおりです。
49	22	6	4			選定委員会の公表	選定委員会の詳細は事業者選定後に公表されると考えていますがよろしいでしょうか。	公表は未定です。
50	24	7	1			基本的考え方	「ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本組がそのすべて又は一部を負うこととする。」とありますが、「適切かつ低廉に管理することができない」について具体的に教えてください。	「発注者の帰責事由（提示条件や配管ルート等の協議による変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大」等を想定しています。
51	25	8	2	1		事業契約の概要	「詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする。」とありますが、「不可抗力」について具体的に教えてください。	「本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）他、発注者及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等」を想定しています。

52	25	8	2	1		事業契約の概要	詳細設計の結果、その内容が妥当であれば工事額が当初の予定より増加する場合の上限額は設けないものと理解していますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	25	8	2	1		事業契約の概要	「ただし、詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする」とありますが、もし仮に、詳細設計を実施した結果、設計業務委託契約と建設工事請負契約の合計額が見積上限価格を超えたとしても変更契約の対象となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	25	8	8.2	1)	-	契約の枠組み	・詳細設計期間中の不可抗力により発生した変更については変更契約の対象となりますが具体的にどのような事例が該当するのでしょうか？	「本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）他、発注者及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等」を想定しています。
55	26	8	2	3)		締結時期及び契約期間	建設工事請負契約の締結が、設計業務委託契約締結と同時期になっていますが、工事着工時期に合わせての契約締結は可能ですか。	可能ですが、R7年度内には契約締結してください。
56	26	8	2	2)		対象者	設計業務委託契約 対象者は「設計企業若しくは、設計企業及び建設企業等によるJV」とありますが、基本協定第3条には代表企業及び設計企業とあります。基本協定書の通り代表企業との解釈でよろしかったでしょうか。	No.29の回答のとおりです。
57	26	8	2	3)		締結時期及び契約期間	設計業務委託契約の工期も令和11年3月であり、それより前に「いつまでに終わらせる」という制限はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	26	8	3			契約保証金	公共工事履行保証証券による保証でもよろしいでしょうか。また、保証期間は契約日から完成日までと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	27	9	3			費用の支払方法	「設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う」とありますが、出来高は工区単位で計上するとの考えでよろしいでしょうか。	各工区の合算で出来高として支払います。
60	27	9	9.4	1)	-	物価変動による工事費の変更	・「物価変動による工事費の変更について」、設計費ではどのような条件下で適用されるのでしょうか？	設計費は想定していません。

要求水準書に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	1	1	1			要求水準書の位置づけ	「対価の減額又は契約解除の措置」とありますが、具体的な基準や方法につきご教示ください。	委託契約条項第11節、第12節や請負契約条項第10節、第11節をご確認ください。
2	4	2	1	8)		管路の起終点	起終点は不排水との事ですが、分岐管(支管)への接続は排水可と考えてよろしいでしょうか。	基本設計図では、主要管の不排水接続図を作成していますが、分岐管については協議により、排水は可能です。 概算費用では、分岐管の不排水施工費も計上した金額となっています。
3	4	2	2	1)		対象施設の概要(注釈)	JR軌道横断は別途工事とのことですが、対象施設の概要にある管路の延長は実施方針のままとなっています。受注後の詳細設計の測量等を経て変更になるとの認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	4	2	2	1)		対象施設の概要(注釈)	別途工事となるJR軌道横断の管との接続は対象業務外と考えてよろしいでしょうか。	募集要項No.6の回答のとおりです。
5	3	2	2.1	7)	-	対象施設について	対象施設のうち管路新設計を推進工法で実施する箇所について質問となります。 (参考図)既設管撤去・モルタル充填工の既設管撤去断面図(1)(2)(5)(6)(7)(8)(9)(10)記載の8カ所が基本設計段階では推進工法による設計を行うこととしている、との認識でよろしいでしょうか？ もし上記以外に推進工法による設計を計画している箇所があれば図面などご教示願います。	ご理解のとおりです。
6	6	2	3			事業期間	応札検討段階で全体工期が納期に間に合わないと判明した場合、応札を受け付けていただけなくなるとの理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
7	6	2	3			事業期間	既設管の撤去及び舗装復旧工事以外はR10.3月31日まで完了することとなっていますが、応札時検討の段階で、納期が間に合わないと判明した場合は、応札を受け付けていただけなくなるとの理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
8	6	2	3			事業期間	事業期間にJR推進工事との工事の調整が必要な期間はございますか。ある場合はその時期をご教示ください。	募集要項No.6の回答のとおりです。
9	6	2	3			事業期間	「既設管の撤去及び舗装復旧工事以外は令和10年3月31日までに完了すること」とありますが、この他に工期に制約を受けるものがありましたら教えてください。	現時点ではありません。
10	9	3	1	3)		積算基準	工事時の最新の設計基準単価が費用に反映されると考えていますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	10	3	2	1	ア)	業務の範囲	「本組合が設計内容に関する説明を行う場合」とありますが、どんな場合かを具体的に教えてください。	道路管理者との協議、地元説明等です。
12	11	3	2	1)	イ)	調査	公道調査における公図の調達に事業者負担となっていますが、「公用」での調達は不可との考えでしょうか。	不可ではありません。公図の調達については、発注者も積極的に協力します。
13	12	3	2	1)	ウ)	設計計画	基本設計で示されているルートに、変更の必要性が生じた場合は、契約内容(金額)も変更の対象となるのでしょうか。	協議により変更の必要性が妥当であれば、契約内容(金額)も変更の対象となります。
14	12	3	2	1)	ウ)	設計計画	基本設計で示されている推進工法に、変更の必要性が生じた場合は、契約内容(金額)も変更の対象となるのでしょうか。	協議により変更の必要性が妥当であれば、契約内容(金額)も変更の対象となります。
15	12	3	2	1)	イ)	(7)試掘調査	既設管接続箇所、他企業管近接箇所以外に貴組合が想定していない箇所について、試掘の必要性が認められる場合は、別途設計変更の対象となると考えていますかよろしいでしょうか。	協議により変更の必要性が妥当であれば、契約内容(金額)も変更の対象となります。
16	12	3	2	1)	イ)	(7)試掘調査	試掘箇所数は合計で何か所を想定しているのでしょうか。	見積上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。
17	12	3	2	1)	オ)	設計図作成	道路台帳はCADデータで提供頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	12	3	2	1)	オ)	設計図作成	縦断面図は、伏せ越し部、推進箇所等の必要箇所について作成との事ですが、全路線の作成は不要との理解で宜しいでしょうか。	農業用水路部等の小規模な布施越し部については、標準断面で表現できる場合、すべての地点で図面作成する必要はありません。 推進部については、土質条件や周辺状況によって採用する推進工法や立坑位置が変わるため、対象箇所ごとに縦断面図の作成をお願いします。
19	13	3	2	1)	ク)	報告書	「設計概要書」を作成する目的と発注者へ提出する時期を教えてください。	設計概要書は、当該年度の工事完了数量等まとめて各年度の出来高積算を円滑に行う目的で作成します。 提出時期は、当該年度の1月末を目途に最終確定した設計概要書を発注者へ提出します。
20	15	3	2	1)	ス)	完成検査等	調査(測量、地質、埋設物、試掘)の出来高は、設計業務とは別に、工区単位で計上するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	16	3	2	2)	イ)	(8)その他の工事との調整	現時点で、調整が必要と考えられる工事があれば詳細を教えてください。	募集要項No.6の回答のとおりです。
22	18	3	2	2)	オ)	出来高積算業務	出来高は工区単位で計上するという認識でよろしいでしょうか。	募集要項No.59の回答のとおりです。
23	20	3	2	2)	セ)	工事実績情報の登録	CORINSで登録する契約工期および従事工期は、契約締結日(令和7年4月)から完成日までと考えてよろしいでしょうか。	工事請負契約締結日から完成日までです。
24	26	4	2	3)	ソ)	埋設管	道路及び河川占用の事前協議を実施済みとの事ですが、本計画における管路等の構造物の布設(位置や構造等)について、各管理者からは概ね了承を得ていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 一方、河川管理者との調整では、既設管は原則、撤去が必要とのことで、仮に既設管撤去が困難な場合、別途協議が必要となります。

25	28	5	3		モニタリングの方法	「本組合が定めた方法」とありますが、具体的な方法をご教示ください。	方法については、事業開始後、受発注者間で協議の上決定します。
----	----	---	---	--	-----------	-----------------------------------	--------------------------------

事業者選定基準に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	3	5	2)	ア)	(1)	提案価格審査	提案価格が「見積上限価格×0.85」を下回る場合は失格とあるが、工事費と委託費の両方ともに適用されると考えていますかよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	5	2)	ア)	-	提案内容の審査	・事業者選定基準に記載のある「提案価格が見積上限価格×0.85（1円未満切り捨て）を下回る場合は失格」とあります、本事業では工事費、委託費でそれぞれ上限価格が定められているのでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	3	5	2)	ア)	(3)	提案内容の審査	プレゼンテーションは、提案内容の確認のみで、プレゼンテーション自体は評価の対象外でしょうか？	ご理解のとおりです。
4	4	5	2)	ア)	(3)	③出席者	統括責任者以外の出席者の制限はないと理解していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	5	2)	ア)	-	提案内容の審査	・提案内容の審査について応募者ごとにプレゼンテーション実施・ヒアリングを行うとあり出席者について応募者1者あたり5名までと記載がございます、うち総括責任者予定者は必ず出席とありますがほかのもの出席について、管材企業、建設企業、設計企業、地元企業からの出席者についてご指定はございますでしょうか？	統括責任者以外の指定はありません。
6	3	5	2)	ア)	-	提案内容の審査	・事業者選定基準の表5-1審査項目及び配点の項目「設計企業」について、評価A～Dとありますが具体的にどのような評価をされるのでしょうか？ φ400以上の開削工法設計実績、推進工法設計実績の規模・難易度等によって評価に差異が生じるのでしょうか？	詳細な評価方法についてはお答えできません。
7	3	5	2)	ア)	(3)	提案内容の審査	実施日以前に、当日の出席者を報告するのでしょうか。	出席者の報告は不要ですが、出席人数を報告してください。
8	3	5	2)	ア)	(3)	提案内容の審査	実施日当日に、出席者を名刺等で確認されるのでしょうか。	名刺は不要です。
9	4	5	2)	ア)	(3)	④実施時間	プレゼンテーションは、1分前等のタイミングをベル等で知らせてもらえると想定していますが、よろしいでしょうか。	対応します。
10	4	5	2)	ア)	(3)	⑥使用機器	会場での機器接続、準備時間が20分の制限時間以外に設けられると考えていますかよろしいでしょうか。	準備時間に「15分」設ける予定ですが、参加者数により、変更する場合があります。
11	4	5	2)	ア)	(3)	⑦その他	評価者が適切に評価をし易くするために、画面に映すパワーポイント資料（提案書類ベースで追加資料はない）を印刷して配布することは可能でしょうか。また、可能である場合何部用意すればよいかご教示ください。	可能です。7部ご準備ください。
12	4	5	2)	ア)	(3)	⑦その他	プレゼンテーション資料作成の参考のため、スクリーンに映る縦横比をご教示ください。	4：3、16：9どちらにも対応できるようにいたします。
13	5	5	2)	ア)	(4)	技術評価審査	①企業配置予定技術者実績で建設企業にφ400以上の元請実績を求めています、実施方針（案）質問回答No.39では、管材企業が代表企業となる場合、管材企業のφ400以上の実績があれば、建設企業に実績を求めないことを可とするとの回答がありました。管材企業（代表企業）もしくは建設企業の実績と変更をお願い致します。	ご指摘のとおり修正いたします。
14	6	5	2)	イ)	(1)	技術評価点の得点化方法	「5.地域経済に対する経済効果があるか。」に関する評価は、記載の表のみで算出されるものであり、様式Ⅲ-4に記載することで様式Ⅳ-5には何も記載する必要がないと認識していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	7	5	イ)	(1)		価格評価点の得点化方法	工事費と委託費それぞれで見積上限価格が設定されているのでしょうか。 提案価格計（工事費+委託費）で価格評価点が決まるのか、工事費と委託費それぞれの提案価格で価格評価点が決まるのか、価格評価点の算出方法をご教示ください。	見積上限価格は、工事費と委託費それぞれに設定しています。 提案価格計（工事費+委託費）で価格評価点が決まります。

提出書類作成要領及び様式集に関する質問回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	1	1				応募資格審査に関する提出書類	応募者名とは、代表企業名を記入すればよろしいでしょうか。	指定はありません。
2	1	1				応募資格審査に関する提出書類	提出書類は、フラットファイルまたはチューブファイルで綴ればよろしいでしょうか。	指定はありません。
3	1	1				応募資格審査に関する提出書類	提出書類は、当ページに記載されている順番に並べればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	1	1				応募資格審査に関する提出書類	副本1部は、正本1部をコピーしたものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	1	1				応募資格審査に関する提出書類	応募資格審査書類も、提案書類と同様に、CD-Rに格納する電子データは、原本データ(WORD、EXCEL、PDF)及び提案書類一式の電子ファイルデータ(PDF)なのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	1	1				応募資格審査に関する提出書類	CD-R1枚は、正本ファイルに綴ればよろしいでしょうか。	指定はありません。
7	1	1				応募資格審査に関する提出書類	CD-Rの表面にも、応募者名と事業名を表示すればよろしいでしょうか。	指定はありません。
8	1	1				応募資格審査に関する提出書類	建設工事の特定JV協定書の記載がありませんが、提出は不要と考えてよろしいでしょうか。なお、提出不要の場合でも、特定共同企業体協定書を作成して、袋とじて、各社が押印したうえで、各社で保管すると考えてよろしいでしょうか。また、特定共同企業体協定書様式は公表されませんが、様式は新潟県様式で作成してもよろしいでしょうか。	提出は不要ですが、提示を求められた場合は対応できるようにしてください。様式は任意です。
9	1	1	1)			代表企業の配置予定技術者	代表企業の監理技術者及び現場代理人の資格記入書類については、代表企業となる建設企業又は管材企業の資格記入書類に記載すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	1	1	1)			様式I-2参加表明書 様式I-4設計企業の応募資格要件に関する書類 様式I-8プロポーザル応募者構成表及び役割分担表 様式I-9委任状 様式IV-4配置予定技術者の実績一覧	・応募資格審査に関する提出書類に記載する企業名(商号又は名称)及び押印について、入札参加資格登録時に申請している委任を受けているものの名称、押印でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	2	2	2)			CD-R内のデータファイル形式	CD-Rに収納するデータのファイル形式はPDFファイルという理解でよろしいでしょうか。	原本データ(WORD、EXCEL)及び提案書類一式の電子ファイルデータ(PDF)を保存してください。
12	2	2	2)			様式III-1提案書類提出一覧表	・提案書類提出一覧表の注意書きに記載がございます「残り7部は応募者や構成企業名が特定されないようにアルファベットに置き換える…」とありますが具体的な記載については発注者より指示があるのでしょうか？	本組合から指示はありません。応募者や構成企業名が特定されないように任意で置き換えてください。
13	2	2	3)			提案書類の作成要領	アルファベットやカナ文字などでの半角指定等がございますか？	特にありません。
14	2	2	3)			提案書類の作成要領	「表紙」については、「提案書類に関する提出書類」として、A4版ファイルの先頭に、A4判：1枚で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	2	2	3)	コ)		提案書類の作成要領	「全てのページに通しのページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること」とありますが、 ①「表紙」及び「目次」は、任意様式との理解でよろしいでしょうか。 ②「通しのページ番号」は、様式III-1をページ番号「1」とし、以降は枚数指定のある各様式にページを付けることで、任意様式での添付資料(様式III-4)や契約書等の写し(様式IV-1~4)にはページ番号は不要との理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②任意様式での添付資料(様式III-4)や契約書等の写し(様式IV-1~4)は関連する様式の直後に配置し、通しのページ番号をつけてください。
16	2	2	3)	サ)		提案書類の作成要領	「評価項目毎にインデックスシールを貼り付け」とありますが、「評価項目」とは「事業者選定基準」P5に記載されている「評価項目(大項目/中項目)」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。 ※様式IIIはインデックスシールは不要で、様式IVは「企業・配置予定技術者実績」「業務計画に関する提案」「設計・施工・工期等に関する提案」「環境配慮に関する提案」「地域貢献に関する提案」「課題解決能力」別にインデックスシールを作成するとの理解でよろしいでしょうか。	インデックスシールの貼り付けは不要とします。
17	2	2	3)			提案書類の作成要領	様式の下段に記載のある「注」及び「備考」は、削除の上、作成するとの理解でよろしいでしょうか。	削除せず、提出してください。
18	3	2	4)			様式IV-5業務計画に関する提案 様式IV-6調査・設計・施工に関する提案	・提案書(業務計画に関する提案、調査・設計・施工に関する提案)について字体ポイントのご指定はございますでしょうか？	提案書類に記述する文字サイズは10.5ポイント以上としてください。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りではありません。字体については任意です。

19	3	2	4)		様式IV-6調査・設計・施工に関する提案	・提案書（調査・設計・施工に関する提案）について備考に、 1.A3判2枚以内、2.図面等が必要な場合はA3判10枚以内で添付、3.工程表はA3判2枚以内とあります。 これは提案書とは別に図面等を10枚以内、工程表は2枚以内それぞれ添付可能との認識でよろしいでしょうか？ また「図面等」とありますが図面以外に添付できる資料についてご教示願います、例えば提案に関する図表についても記載可能でしょうか？	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、図面以外としては、提案に関する図表やイラスト等を想定しています。
20	13				様式I-5-1 施工実績	施工実績に関しては10月1日に回答頂いた実施方針及び要求水準書（案）に関する 質問及び意見等への回答公表「実施方針に関する回答」39番の通り、管材企業が実績を有する場合もこちらの建設企業の施工実績に記載してよろしいでしょうか。もしくは管材企業が記載する様式を別途設けて頂けますでしょうか。	建設企業の様式を代用してください。
21	29				様式IV-2 建設企業の実績一覧	施工実績に関しては10月1日に回答頂いた実施方針及び要求水準書（案）に関する 質問及び意見等への回答公表「実施方針に関する回答」39番の通り、管材企業が実績を有する場合もこちらの建設企業の施工実績に記載してよろしいでしょうか。もしくは管材企業が記載する様式を別途設けて頂けますでしょうか。	建設企業の様式を代用してください。
22	様式	IV	4		配置予定技術者の実績一覧	配置予定技術者は予定のため、変更可能と考えてよろしいでしょうか。	原則は不可です。ただし、合理的な理由及び同等の技術力を持った配置予定技術者を用意できる場合かつ発注者との協議により変更を認めます。
23	様式	IV	4		配置予定技術者の実績一覧	配置予定技術者を特定できない場合、複数の者を記載できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	様式	IV	4		配置予定技術者の実績一覧	配置予定技術者は提出した範囲での変更は可能と考えてよろしいでしょうか。（管理技術者を照査技術者への変更、照査技術者を管理技術者への変更、担当技術者を管理技術者への変更等）	原則は不可です。ただし、合理的な理由及び同等の技術力を持った配置予定技術者を用意できる場合かつ発注者との協議により変更を認めます。
25	32				様式IV-5	左上の様式番号、名称やページ数は、上下左右20mm以上の余白に記載してもよいと考えていますか？	ご理解のとおりです。
26	32				様式IV-5	上下左右で20mm以上の余白とあるが、製本を見やすくするためにパンチ穴が開く側の余白を少し厚くする代わりに、反対側の余白を薄くするような調整をしてもよろしいでしょうか。	原則は不可です。
27	2	2			提案書類に関する提出書類	応募者名とは、代表企業名を記入すればよろしいでしょうか。	指定はありません。
28	2	2			提案書類に関する提出書類	提出書類は、フラットファイルまたはチューブファイルで綴ればよろしいでしょうか。	指定はありません。
29	2	2	2)		提案書類に関する提出書類	副本8部は、正本1部をコピーしたものと考えてよろしいでしょうか。	2 3) シ)をご確認ください。
30	2	2	2)		提案書類に関する提出書類	CD-R1枚は、正本ファイルに綴ればよろしいでしょうか。	指定はありません。
31	2	2	2)		提案書類に関する提出書類	CD-Rの表明にも、応募者名と事業名を表示すればよろしいでしょうか。	指定はありません。
32	2	2	3)		提案書類に関する提出書類	提出書類は、当ページに記載されている順番に並べればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	2	2	3)		提案書類に関する提出書類	表紙及び目次は任意様式で作成すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	2	2	3)		提案書類に関する提出書類	ファイルの表紙には、応募者名と事業名を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	2	2	3)		提案書類に関する提出書類	指定様式以外の添付資料（契約書写しや資格証写し）にも通し番号は記載すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	2	2	3)		提案書類に関する提出書類	指定様式以外の添付資料（契約書写しや資格証写し）は、企業名が表示されていれば黒塗りで消したほうがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	様式	I	2		参加表明書	「令和6年〇月〇日付燕・弥彦総合事務組合告示第〇号公告の～」と記載されていますが、「第1号」と記載すればよろしいでしょうか。	後日、ホームページ上でお知らせします。
38	様式	I	2		参加表明書	燕・弥彦総合事務組合様の有資格業者登録名簿に登録されている代表者情報（代表者から委任されている場合は受任者）を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	様式	I	2		参加表明書	特定JV名は記載する欄が無いので、記載不要でしょうか。もし、記載が必要であれば、特定JVの名称は指定がありますでしょうか。記載例がありましたらご教示をお願いします（例 会社名+事業名 特定共同企業体など）。	記載不要です。
40	様式	I	2		応募者の構成企業一覧表	業種名は、設計企業、建設企業、地元企業、管材企業のいずれかをそれぞれ記入すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	様式	I	2		応募者の構成企業一覧表	代表企業が建設企業の場合、2・3・4【構成企業】に記載する業種順番（管材企業、設計企業、地元企業）は決まっていますでしょうか。	指定はありません。

42	様式	I	5		建設企業の応募資格要件に関する書類	施工実績（様式I-5-1）の添付書類として、「施工実績に関する契約書の写し」「施工実績が工事実績情報サービス（CORINS）に登録されている場合は、工事カルテ受領証の写し」とありますが、CORINS登録されている工事であれば、契約書の写しとCORINSの写しの両方とも提出と考えるのでしょうか。	施工実績が工事実績情報サービス（CORINS）に登録されている場合は、工事カルテ受領証の写しのみで可とします。
43	様式	I	5		建設企業の応募資格要件に関する書類	3 その他の添付書類として、「（2）燕・弥彦総合事務組合の令和5・6年度有資格業者登録名簿の写し」とありますが、燕・弥彦総合事務組合様のホームページで公表されている【登録業者名簿（業者コード）】の入札参加資格者名簿から自社分を印刷したものを提出すればよろしいでしょうか。もし、資料が異なれば具体的な資料名をご提示願います。	「（2）燕・弥彦総合事務組合の令和5・6年度有資格業者登録名簿の写し」は提出の省略を可とします。提出する場合、【登録業者名簿（業者コード）】の入札参加資格者名簿から自社分を印刷したものを提出してください。
44	様式	I	5		建設企業の応募資格要件に関する書類	3 その他の添付書類として、「（1）建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を受けた者であることを証明する書類の写し」とありますが、建設業許可通知書の写しを提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	様式	I	5	2	配置予定技術者の資格（建設企業）	配置予定技術者の候補者を複数の者を記載する場合、何名まで記載することができますでしょうか。	限りはありません。
46	様式	I	5	2	配置予定技術者の資格（建設企業）	配置予定技術者を複数の者を記載した場合は、建設工事請負契約時に実際に配置する技術者を選択すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	様式	I	5	2	配置予定技術者の資格（建設企業）	ここで記載する技術者は、当工事における監理技術者と考えてよろしいでしょうか。統括責任者、現場代理人ではないと考えてよろしいでしょうか。	監理技術者に限らず、配置を予定する技術者を全て記載してください。
48	様式	I	5	2	配置予定技術者の資格（建設企業）	参加表明書の提出後、統括責任者、現場代理人、監理技術者は変更することは可能でしょうか。	可能です。
49	様式	I	5	2	配置予定技術者の資格（建設企業）	契約後、統括責任者、現場代理人、監理技術者は途中で変更することは可能でしょうか。	原則は不可です。ただし、合理的な理由及び同等の技術力を持った配置予定技術者を用意できる場合かつ発注者との協議により変更を認めます。
50	様式	Ⅲ	2		提案書類提出書	「令和6年〇月〇日付燕・弥彦総合事務組合告示第〇号公告の～」と記載されていますが、「第1号」と記載すればよろしいでしょうか。	後日、ホームページ上でお知らせします。
51	様式	Ⅳ	4		配置予定技術者の実績一覧	備考5に、建設企業の実績として「上水道又は工業用水道におけるφ400mm以上の送水管又は配水管の施工実績」と記載されていますが、配置予定技術者がこの実績が無くても申請できると考えるのでしょうか。また、実績が無い場合は記載しなくてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	2	2	3)	サ)	提案書類の作成要領	評価項目毎のインデックスシール貼り付けとは、様式番号（Ⅲ-1、Ⅳ-1等）毎に貼り付けるとの理解でよろしいでしょうか。	インデックスシールの貼り付けは不要とします。
53	2	2	3)	コ)	提案書類の作成要領	上記の場合、表紙の次に様式Ⅲ-1を配置することで、目次は不要と考えますがいかがでしょうか。	表紙の次に目次を添付してください。
54	様式	Ⅳ	5		業務計画に関する提案	本様式はA3判で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	様式	Ⅳ	6		調査・設計・施工に関する提案	本様式も全てA3判で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	様式	Ⅳ	5	6	業務計画に関する提案 調査・設計・施工に関する提案	各様式とも上下左右に各20mm以上の余白を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

基本協定書（案）に関する質問回答

No	頁	条	項	号	目	項目名	内容	回答
1	1	3	1			共同企業体の結成	「①代表企業及び設計企業を結成当事者とする設計業務に係る共同企業体（以下「共同企業体（設計）」という）」とあるが、募集要項の図3-1想定事業スキームには「※1 設計業務委託契約は、設計企業若しくは、設計企業および建設企業等によるJVと締結する」とあります。どちらが正しいのでしょうか？	第3条は、「発注者に対して提出した書類に則り」との前提がありますので、設計JVを構成しない事業者提案とすることも可能です。
1	1	3				共同企業体の結成	①代表企業及び設計企業を結成当事者とする設計業務に係る共同企業体とありますが、募集要項想定スキームには設計企業が単体で締結のケースも想定されています。設計企業は共同企業体を結成することを前提と考えなくともよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	8	1			事業契約の締結	委託契約及び請負契約の締結時期は令和7年4月中旬をめぐると規定されていますが、提案書類に定める時期によるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	8	2			事業契約の締結	設計業務が完了した段階で請負契約の変更を行うと定められておりますが、変更事項としては契約金額であるという認識でよろしいでしょうか。	主に想定している点は、ご理解のとおりです。
4	2	10	1			事業契約の不調	本項但し書において事業契約に至らなかった場合に違約金を当事者の共同事業体に課すと定められていますが、別途損害賠償を請求する可能性もあるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	4	13	2			発注者の解除権	本項に基づき基本協定書が解除された場合の損害賠償義務は受注者が連帯しておうのか、解除の原因となった受注者のみが負うのでしょうか。	対発注者との関係においては、連帯債務となります。なお、受注者間での責任分担については発注者は関知しません。

業務委託契約書（案）に関する質問回答

No	頁	節	条	項	号	項目名	内容	回答
1	6	4	16	2		地元関係者との交渉等	受注者が行うこの契約に基づく業務（調査・設計を含むがこれに限られない。）に関する合意形成の場合の費用負担はどのようにするのでしょうか。	原則、受注者の費用負担とします。
2	8	5	22	1		業務用地の確保等	「発注者は、業務用地その他募集要項等において定められた業務の履行上必要な用地を受注者が業務の履行上必要とする日までに確保しなければならない」とありますが、基本設計で設定した推進立坑など工事施工に必要な用地は確保されているとの認識でよろしいのでしょうか。	配管や立坑の布設位置について公道上で想定しています。
3	13	8	37			委託代金額の変更方法等	委託代金について、どのような場合に変更が認められますか。具体的な例を示していただけませんか。	発注者との協議による配管ルート等の変更や、地元合意形成（受注者が行うこの契約に基づく業務に関する地元合意形成を除く。）の不備における大幅な設計変更が必要な場合を想定しています。
4	15	9	43	1		税制変更等に係るリスク分担	消費税に関する変更があった場合は発注者負担という理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	16	10	44	4		委託代金の支払い	支払期日を延長するときは事前に発注者から受注者に通知がされるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	22	12	58	2		発注者の解除権	受注者が本項により契約を解除されたときに違約罰が課せられているが、発注者からは別途損害賠償請求をする可能性があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	23	12	61	1	3	受注者の解除権	本号に定める契約の履行が不可能とするケースには、第31条に基づく発注者の支払い遅延による業務中止が続いた場合も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

工事請負契約書（案）に関する質問回答

No	頁	節	条	項	号	項目名	内容	回答
1	2	1	2			請負代金内訳書及び工程表等第2条1項	請負代金内訳書の項目に指定はありますか？	本組合発注の設計書に準拠してください。
2	13	7	32	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 第32条1項	「賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるとき」に関する、「賃金水準又は物価水準の変動」について参照する数値（統計）についてご教示ください。	新潟県木工事等基礎単価表、物価版及び見積りの資材単価を想定しています。
3	13	7	32	5		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 第32条5項	「日本国内における価格に著しい変動を生じ」での「著しい」の基準をご教示ください。	具体的状況に応じ、総合的に判断されます。
1	5	4	12	2		工事材料の品質、検査等	「監督員の検査を受けて使用するべきものと指定された工事材料」にはどのような材料が該当しますか。具体例を教えてくださいいただけますでしょうか。	配水管、指定仮設材料等の材料検査を受けたものです。
2	5	4	13	2		監督員の立会い及び工事記録の整備等	「監督員の立会いのうえ、施工するものと指定された工事」にはどのような工事が該当しますか。具体例を教えてくださいいただけますでしょうか。	既設管との接続工事等です。
3	9	6	21	2		募集要項等不適合の場合の改造義務、破壊検査等	本項に定める施工部分に対する破壊検査の対象は、埋設された直管も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	10	7	23	5		条件変更等	設計と工事の事業契約の当事者が異なるにもかかわらず、「設計業務委託契約にも基づく設計受注者の業務において注意義務を尽くしても予測又は発見することができなかった場合に限り」と定められておりますが、限定する理由は何でしょうか。	本事業のコンセプトは、全体としてDB方式です。受注者側の義務違反は、発注者が負担すべきリスクではなく、受注者側において処理すべきと考えられていることが理由です。なお、受注者間での責任分担については発注者は関知しません。
5	22	10	52			契約不適合責任	契約不適合責任の対象となる「工事的物」には舗装工事も対象に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	26	11	60			受注者の解除権	本号に定める契約の履行が不可能とするケースには、第26条に基づく発注者の支払い遅延による業務中止が続いた場合も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	28	11	62	1		賠償の予定	本項に定める賠償金は、契約解除の場合に課される第58条に定める違約金と重複して課される場合がありますのでしょうか。	実際の損害額が、請負代金額額の10分の1に相当する額を超える場合には、超過分の支払義務が発生しますが、超えない限りにおいては重複して支払義務を負うものではないかと存じます。（第58条第1項は、違約“罰”であること、第62条第3項ご参照）
8	30	別表				別表「支払予定に関する事項」（第48条関係）	各会計年度の支払限度額の案の提示は基本協定締結時点で提示されるとの認識でよろしかったでしょうか。	各年度ごとに、協議により決定します。